

## ○石川県消防用設備等点検済表示管理委員会幹事会規程

※平成 9 年 3 月 27 日決定

平成 11 年 7 月 1 日改正

平成 25 年 4 月 1 日改正

### (趣 旨)

**第1条** この規程は、石川県消防用設備等点検済表示管理委員会（以下「管理委員会」という。）設置規程第 6 条の規定により設置する幹事会について定めるものとする。

### (幹事会の名称、構成及び業務)

**第 2 条** 幹事会の名称、構成及び業務は、次のとおりとする。

| 名 称                            | 構 成              | 業 務                        |
|--------------------------------|------------------|----------------------------|
| 表示登録会員資格審査幹事会(以下「資格審査幹事会」という。) | 主査 1 人<br>幹事 4 人 | 表示登録会員の資格についての書類審査等に関すること。 |

### (資格審査幹事会の行う書類審査等)

**第 3 条** 資格審査幹事会は、提出された登録申請書類を調査し、その書類に不備があるときは、その申請を却下しなければならない。ただし、審査期間内に申請者において補正した場合は、この限りでない。

2 資格審査幹事会は、前項の調査の後、申請者について面接その他の方法で審査を行い及びその保有する点検機器工具を確認し、その結果に関する意見書を添付して管理委員会に報告するものとする。

3 前項の点検機器工具の確認については、一般社団法人石川県消防設備協会教育点検委員会に調査を付託することができる。

### (補 則)

**第 4 条** この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、管理委員長会委員長が別に定めることができる。

### 附 則

1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

2 社団法人石川県消防設備協会保守点検登録業者審査等規程（昭和 63 年 10 月 1 日実施）は、廃止する。

### 附 則

この規程は、平成 11 年 9 月 1 日から実施する。

### 附 則

この規程は、一般社団法人石川県消防設備協会への移行登記が完了した日から施行する。